

6月定例会で決まったこと

条例改正

可決

- ▽城里町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(令和2年6月に支給する期末手当の額を、同条規定により算出した額から、町長は100分の20、副町長と教育長は100分の10を減じた額とするもの)
- ▽城里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(環境審議会の設置に伴い、委員等の報酬を規定するため改正するもの)
- ▽城里町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(令和2年7月から旅費を支給するに当たり、鉄道運賃の現状に合わない表現や日当の支給要件を明確に規定するもの)
- ▽城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(支援員認定資格研修の実施の事務・権限に関し、都道府県知事及び指定都市の長であったものを、中核市の長まで拡大するもの)
- ▽城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ療養し、労務に服することができない被保険者等に、一定期間傷病手当を支給するもの)
- ▽城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
(新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ療養し、労務に

町道路線の廃止

可決

- ▽町道路線の廃止について
(一般交通の用に供する必要がない町道を道路法第10条第1項の規定により廃止するもの)
・町道2077号線(上青山地内)

補正予算

可決

- ▽令和2年度城里町一般会計補正予算(第4号)に対する修正案
(8名の議員より修正案が提出され、可決)
令和2年度から7年度まで設定された債務負担行為の3件を削除
・健康増進施設指定管理料
・総合野外活動センター指定管理料
・七会町民センター指定管理料

人事

同意

- ▽令和2年度城里町一般会計補正予算(第4号)について(修正案を除く)
追加補正額 8,576万4千円
予算総額 146億9,922万5千円
- ▽令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
追加補正額 8万7千円
予算総額 9億2,685万円
- ▽令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
追加補正額 5千円
予算総額 2億7,970万1千円
- ▽令和2年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)について
追加補正額 2,300万円
予算総額 7億2,131万6千円
- ▽城里町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
次の方の任命に同意しました。
高岡 秀夫氏(春園)
令和2年7月13日から3年間
- ▽城里町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
次の方の選任に同意しました。
石川 清純(塩子)
今瀬 秀幸(水戸市)
海老澤 聡(小美玉市)
令和2年7月1日から3年間

▽城里町監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の方の任命に同意しました。

小坪 孝氏(石塚)

令和2年6月16日から議員の任期

可決

▽人権擁護委員の推薦について

次の方の推薦を可決しました。

和田 雅治氏(阿波山)

長山 透氏(上阿野沢) 委嘱された日から3年間

陳情

採択

▽国に対し、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

発議

可決

▽令和2年6月における城里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

(令和2年6月に支給する期末手当の額を、城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により算出した額から、100分の10を減じた額とするもの)

▽刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書

内閣総理大臣、法務大臣へ意見書を提出しました

発議第4号

杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について
杉山議員に2回目の辞職勧告決議



今回の辞職勧告は、インターネット上の誹謗中傷の書込みについて、城里町政治倫理審査会で審査して頂いたところ、杉山清議員が政治倫理に違反しているという答申が出されたもので、城里町政治倫理条例第8条には、この条例に違反していると結論が出た場合は、辞職勧告等について議会に諮ることができることとなっていることから、これに基づき辞職勧告をするものである。

審査報告書によると、インターネット上で長期にわたり小坪議長に対する誹謗中傷が続いたため、東京地方裁判所に書込み者の情報開示の提訴を行ったところ勝訴し、その結果開示された発信者の住所氏名メールアドレスが「杉山清議員」のものであった。

その書き込み内容は、小坪議長の社会的評価を低下させるもので、政治倫理条例第2条第6号の「政治活動に関して、政治的及び道義的な批判を受ける恐れのある行為をしないという条例に抵触している」と、全会一致で判断した。という結果報告であった。

つい最近、テレビ出演していた女性がネット上の誹謗中傷で自殺をした事件があり、この事件について、高市早苗総務大臣は「匿名で他人を誹謗中傷する行為は人として卑劣で許しがたい」と述べ、発信者の特定を容易にするための制度改正をスピード感をもって行うと語っており、自民党も「発信者特定手続きの簡素化や厳罰化を視野に、今国会中に提言を取りまとめる」との事である。

国でも問題になっている卑劣な行為である。

町の顧問弁護士が入っている政治倫理審査会で公平公正に審査していただいた結果、全会一致で城里町政治倫理条例第2条第6号に抵触すると判断された結果であるので、これを真摯に受け止め直ちに議員辞職するようここに勧告するものである。

以上、城里町議会として、杉山清議員の議員辞職勧告を決議する。

令和2年6月16日

茨城県東茨城郡城里町議会

提出者

関 誠一郎 議員

賛同者

阿久津 大則 議員
河原井 一介 議員
蘭部 純一 議員
猿田 正 議員
加藤 和子 議員
桜井 直 議員